

平成27年（行ウ）第736号 処分取消義務付等請求事件

原 告 中 嶋 哲 演 ほ か 1 0 4 名

被 告 国

参 加 人 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

第 6 準 備 書 面

平成30年2月19日

東京地方裁判所民事第3部A②係 御中

被告訴訟代理人

竹野下 喜 彦 

被告指定代理人

坂 本 康 博 

大 原 哲 治 

内 田 英 治 

今 井 志 津 

宇 波 なほ美 

安 岡 美香子 

寺 内 康 介 

伊	藤	涉	
作	沼	臣	英 
山	神	暁	惠 
西	尾	学	
菅	野	剛	彦 
高	橋	正	史 
小	林	勝	
小	川	哲	兵 
大	城	朝	久 
矢	野	諭	
仲	村	淳	一 
海	田	孝	明 
井	藤	志	暢 
大	野	佳	史 
種	田	浩	司 
豊	島	広	史 
谷	川	泰	淳 

宮 本 久 

金 子 真 幸 

長谷川 清 光 

田 中 裕 文 

錢 祥 富 

被告は、本準備書面において、平成29年10月18日付け被告第5準備書面（以下「被告第5準備書面」という。）に引き続き、本件原子炉の動向について述べる。

なお、略語は、新たに用いるもののほか、従前の例による。参考として、末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第1 本件原子炉等の動向について

本件原子炉については、被告第3準備書面第2の5（5及び6ページ）で述べたとおり、政府方針として廃止措置に移行することが決定されたことを受け、かかる措置に向けた対応が進められている。

以下、被告第5準備書面に引き続き、本件原子炉等の動向について述べる。

1 「もんじゅ」廃止措置安全監視チーム（監視チーム）の動向について

原子力規制委員会は、被告第3準備書面第2の6（6ページ）で述べたとおり、平成29年1月18日、本件原子炉の現況や機構の廃止措置への取組状況を継続的に確認するため、監視チームを設置した。その後、被告第5準備書面第1の1（4ページ）で述べたとおり、本件原子炉の廃止措置に向けた様々な課題等について議論を行うため、同年8月末までに6回にわたり監視チーム会合が開催された。

その後、同年10月10日、監視チームの第7回会合が開催され、本件原子炉の廃止措置段階における大規模損壊への対応等、燃料取出工程を進めるために必要な準備状況及び燃料処理設備の点検概要について議論された（乙D第23号証の1及び2）。

また、同年11月27日、監視チームの第8回会合が開催され、燃料体の取出しに向けた課題の検討状況、燃料取扱設備の設備点検等に係る実施状況及び廃止措置段階の保守管理について議論された（乙D第24号証の1及び2）。

さらに、同年１２月１９日、監視チームの第９回会合が開催され、後記２で述べるとおり、同月６日、機構から原子力規制委員会に対して本件原子炉に係る廃止措置計画認可申請書が提出されたことを踏まえ、同申請書の概要及び大規模損壊発生時の対応の基本的考え方について議論された（乙Ｄ第２５号証の１及び２）。

２ 本件原子炉に係る廃止措置計画認可申請書の提出について

機構は、平成２９年１２月６日、原子炉等規制法４３条の３の３第２項の規定に基づき、原子力規制委員会に対し、本件原子炉施設に係る廃止措置計画認可の申請（以下「本件廃止申請」という。）を行った。

本件廃止申請の概要は以下のとおりである。

- ① 廃止措置の実施に当たって、法令等を遵守することはもとより、安全の確保を最優先に、周辺公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばく線量並びに放射性廃棄物発生量の低減に努め、保安のために必要な性能を維持管理しつつ着実に進めるという基本方針に基づき各措置を講じる（乙Ｄ第２６号証・１２ないし１４ページ）。
- ② 廃止措置期間全体を４段階（燃料体取出期間、解体準備期間、廃止措置期間Ⅰ、廃止措置期間Ⅱ）に区分し、安全性を確保しつつ、廃止措置を着実に進めるとともに、廃止措置における早期のリスク低減を図るため、燃料体の取出しを最優先に実施する（同号証・１４ページ）。
- ③ 第１段階（燃料体取出期間）において、ナトリウム漏えいのリスクを低減するため、まずは２次主冷却系設備等からナトリウムを抜き取って既設のオーバフロータンク及びダンプタンクにドレンすること、次に炉心から燃料体を取り出し、燃料洗浄設備において付着したナトリウムを洗浄した後、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵すること並びに施設内（主に１次主冷却系）に残存している放射能の状況に関する調査及び評価を行う（同号証・１４及び１５ページ）。

- ④ 第２段階（解体準備期間）において、施設内に残存している放射能の状況に関する調査及び評価を行うとともに、ナトリウム機器の解体準備及び水・蒸気系統発電設備の解体撤去に着手する（同号証・１５ないし１７ページ）。
- ⑤ 第３段階（廃止措置期間Ⅰ）において、水・蒸気系統発電設備の解体撤去を継続するとともに、ナトリウム機器を解体撤去する（同号証・１６及び１７ページ）。
- ⑥ 第４段階（廃止措置期間Ⅱ）において、管理区域の解除及び建物等の解体撤去を行う（同号証・１６及び１７ページ）。
- ⑦ 廃止措置期間中、燃料体取出し、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばく線量の低減及びナトリウム火災の防止等の観点から、必要な施設について、廃止措置の進捗に応じてその機能及び性能を維持管理する（同号証・１２，１９ないし４７ページ）。
- ⑧ 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物について、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するよう、処理に必要な設備の性能を維持しながら管理放出するとともに、保安規定に基づき周辺環境に対する放射線モニタリングを行う（同号証・１３，５５ないし５７ページ）。
- ⑨ 廃止措置は、平成５９年度で完了する予定である（同号証・６５ないし６８ページ）。

第２ 今後の主張予定について

本件原子炉については、政府方針として廃止措置に移行することが決定されたことを受け、上記第１の２のとおり、機構から原子力規制委員会に本件廃止申請がなされたところである。これを踏まえ、今後は、原子力規制委員会において、同申請の内容に係る審査を進めることになる。

そこで、被告は、今後も、本件原子炉の廃止措置等について新たな動向が

あれば，引き続き，その点について主張することを予定している。

以 上

略 称 語 句 使 用 一 覧 表

事件番号 東京地方裁判所平成27年（行ウ）第736号
 事 件 名 処分取消義務付等請求事件
 当 事 者 原 告 中 嶋 哲 演 ほ か 1 0 4 名
 被 告 国
 参加人 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備 考
動燃	動力炉・核燃料開発事業団	答弁書	5	
昭和61年改正 前原子炉等規制 法	昭和61年法律第73号による改正 前の原子炉等規制法	〃	5	
原子炉等規制法	核原料物資，核燃料物資及び原子炉 の規制に関する法律	〃	5	
本件原子炉	高速増殖炉「もんじゅ」	〃	5	
本件原子炉施設	本件原子炉とその附属施設	〃	5	
本件設置許可処分	内閣総理大臣が，動燃に対して昭和 58年5月27日付けでした，本件 原子炉の原子炉設置許可処分	〃	5	
本件義務付けの 訴え	本件設置許可処分の取消しの義務付 けの訴え	〃	5	
本件無効確認の 訴え	本件設置許可処分の無効確認の訴え	〃	5	
本件各訴え	本件義務付けの訴え及び本件無効確	〃	5	

	認の訴え			
行訴法	行政事件訴訟法	〃	6	
平成24年改正 前原子炉等規制 法	平成24年法律第47号による改正 前の原子炉等規制法	〃	10	
機構	国立研究開発法人日本原子力研究開 発機構	〃	10	
本件勧告	原子力規制委員会が、文部科学大臣 に対して平成27年11月13日付 けでした本件原子炉施設に関する勧 告	〃	11	
改正原子炉等規 制法	平成24年法律第47号による改正 後の原子炉等規制法		15	
原告中畠	原告中畠哲演	〃	15	
原告深谷	原告深谷嘉勝	〃	15	
前訴原告ら	原告中畠及び原告深谷ら	〃	15	
前訴事件	前訴原告らが、昭和60年9月26 日、本件設置許可処分の無効確認の 訴えを提起し、もんじゅ差戻後最高 裁判決により確定した事件	〃	15	
もんじゅ差戻後 最高裁判決	最高裁判所平成17年5月30日第 一小法廷判決（民集59巻4号67 1ページ）	〃	15	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第1準備 書面及び 第2準備	10	

		書面		
設置法	原子力規制委員会設置法	〃	10	
もんじゅ差戻後 控訴審判決	名古屋高等裁判所金沢支部平成15 年1月27日判決（判例時報181 8号3ページ）	〃	15	
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	〃	46	
後段規制	段階的に分けて行われる原子炉の設 置, 運転等の一連の安全規制のうち, 原子炉の設置許可後に認可を受けな ければならないとされている設計及 び工事の方法の認可以降の各規制	〃	48	
サイクル機構	核燃料サイクル開発機構	〃	53	
核分裂性プルト ニウム	プルトニウム239及びプルトニウ ム241	〃	54	
高速増殖炉サイ クル技術	高速増殖炉及び関連する核燃料サイ クル技術	〃	59	
本件申請	動燃が, 昭和55年12月10日, 内閣総理大臣に対してした, 昭和6 1年改正前原子炉等規制法23条の 規定に基づき, 福井県敦賀市に本件 原子炉を設置することの許可申請	〃	61	
本件ナトリウム 漏えい事故	平成7年12月8日, 使用前検査の 最中に, 2次主冷却系のCループの 配管に取り付けられていた温度計の さや管の細管部が破損し, この破損 部から配管室内に2次冷却材ナトリ	〃	62	

	ウムが約3時間40分にわたって漏えいする事故が発生し、漏えいしたナトリウムが空気中の酸素と反応してナトリウム火災を起こしたこと			
保安院	原子力安全・保安院（当時）	〃	63	
平成24年保安措置命令	原子力規制委員会が、平成24年12月12日、機構に対して発出した、平成24年改正前原子炉等規制法36条1項（改正原子炉等規制法43条3の23第1項）の規定に基づき、①点検時期を超過している未点検機器について、原子炉施設の安全性への影響に留意しつつ、早急に点検を行うこと、②保安規定に基づく原子炉施設の保全の有効性評価を行い、その結果を踏まえ、点検計画表を含む保全計画の見直しを行うことを内容とする保安措置命令	〃	65	
平成24年報告命令	原子力規制委員会が、平成24年12月12日、機構に対して発出した、平成24年改正前原子炉等規制法67条1項の規定に基づき、①今般の保守管理上の不備に係る事実関係の調査結果、②今般の保守管理上の不備が発生するに至った原因究明、再発防止対策に関する検討結果、③組	〃	65	

	組織的要因(責任の所在を含む)・企業風土の問題等の根本原因分析結果及び当該結果を踏まえた再発防止対策について、報告の徴収(事実関係の調査)			
平成24年保安措置命令等	平成24年保安措置命令及び平成24年報告命令の総称	〃	65	
平成25年保安措置命令	原子力規制委員会が、平成25年5月29日、機構に対し、平成24年改正前原子炉等規制法36条1項(改正原子炉等規制法43条の3の23第1項)に基づき発出した措置命令	〃	66	
平成25年保安規定変更命令	原子力規制委員会が、平成25年5月29日、機構に対し発出した、平成24年改正前原子炉等規制法37条3項(改正原子炉等規制法43条の24第3項)の規定に基づく保安規定の変更命令	〃	67	
平成25年保安措置命令等	平成25年保安措置命令及び平成25年保安規定変更命令の総称	〃	67	
平成25年11月の完了報告	機構が、原子力規制委員会に対し、平成25年11月19日に行った、保守管理体制及び品質保証体制の再構築が完了した旨の報告	〃	68	
「撤回」又は「職	講学上の撤回	〃	71	

権取消し」				
原告準備書面(1)	平成28年5月30日付け原告ら準備書面(1)	”	72	
被告第2準備書面	平成28年8月31日付け被告第2準備書面	第3準備書面	4	
被告第3準備書面	平成29年3月8日付け被告第3準備書面	第4準備書面	4	
研開炉規則	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第4準備書面	4	
研開炉技術基準規則	研究開発段階発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則	第4準備書面	4	
監視チーム	もんじゅ廃止措置安全監視チーム	第4準備書面	5	
推進チーム	「もんじゅ」廃止措置推進チーム	第4準備書面	5	
専門家会合	「もんじゅ」廃止措置評価専門家会合	第4準備書面	6	
本件基本方針	「もんじゅ」の廃止措置に関する基本方針	第4準備書面	6	
本件基本的計画	「もんじゅ」の廃止措置に関する基本的な計画	第4準備書面	6	
被告第4準備書面	平成29年7月10日付け被告第4準備書面	第5準備書面	4	
被告第5準備書面	平成29年10月18日付け被告第5準備書面	第6準備書面	4	
本件廃止申請	機構が、平成29年12月6日付け	第6準備	5	

	で，原子炉等規制法４３条の３の３ 第２項の規定に基づき，原子力規 制委員会に対し行った，本件原子炉 施設に係る廃止措置計画認可の申請	書面		
--	---	----	--	--